

海外の外国為替証拠金取引（以下 海外 FX）確定申告について

税理士 藤嶋 司

海外 FX によって獲得した利益がある場合、所得税の確定申告が必要となります。
確定申告は対象年度の翌 2 月 16 日から 3 月 15 日までに申告しなければなりません。

1. 海外 FX の税金の概要（国内 FX との違い）

海外 FX 取引により生じた利益は雑所得—その他になります。
海外 FX により生じた利益については、大きく所得税と住民税が生じます。

① 所得税について

海外 FX に係る所得税は累進課税方式を採用していますので、利益が増えれば増えるほど税負担額が増える仕組みになっています。

(参照) 所得税に係る課税関係（FX 取引との相違）

	海外 FX	国内 FX
所得の種類	雑所得 その他	雑所得（先物取引）
課税方法	累進課税	申告分離課税
税率	他の所得と合算-各種控除に対して 5%～45%の税率（詳細は下記）	一律 20.315%

※従来、会社の年末調整にて個人の申告が終わっていた方についても、FX の利益によっては確定申告が必要になるため注意が必要です。（2. 参照）

② 住民税について

住民税については、一律 10%（県民税 4%、市民税 6%）の税金が発生いたします。

※住民税の徴収方法は普通徴収方式と特別徴収方式があります。

- ・普通徴収 : 自治体より納付書が送付され、ご自身で納付
- ・特別徴収（原則）: 会社に納付書が送付され、給与天引きされた額を会社がまとめて納付

このうち特別徴収される納付額は所得に比例しますが、確定申告時に申請すれば、海外 FX の収入を反映させないことが可能になるようです。（詳細は自治体にご確認ください。）

2. 申告義務について

特に下記に該当する方は確定申告が必要（義務）となります。

- ① 1年間の収入が 2000万円を超える人
- ② 給与所得と、退職所得以外の副収入の所得金額の合計が 20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与をもらっており、主でないほうの給与収入とその他の副収入の所得金額の合計が 20万円を超える人
- ④ 自営業者、主婦、学生等で海外FX利益が38万円を超える人

※医療費控除や住宅ローンがある方は申告義務はありませんが、申告すれば払戻（還付）があります。

3. 所得税額について

所得税率は累進課税といって下記の通り所得に応じて税率が増加する仕組みとなっています。

平成27年度分から

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	42万7,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	63万6,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	153万6,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	279万6,000円
4,000万円超	45%	479万6,000円

(参考) 個別事情は加味していない参考値です。

(万円以下は切り捨て表示)

給与所得	海外FXの利益	各種控除	所得税額	住民税額	税額計
0円	38万円	38万円	0 38万円未満は 申告義務なし	0.5万円	0.5万円
0円	100万円	38万円	3万円	6万円	9万円
0円	1000万円	38万円	167万円	96万円	264万円
300万円	38万円	100万円	14万円	24万円	38万円
300万円	100万円	100万円	20万円	30万円	51万円
300万円	1000万円	100万円	247万円	120万円	367万円
1100万円	38万円	100万円	192万円	104万円	297万円
1100万円	100万円	100万円	213万円	110万円	324万円
1100万円	1000万円	100万円	531万円	200万円	731万円

無断複写、転載を禁じます。

4. 申告しなかった場合

- ① 申告しなかった（無申告加算税）：税額の最大 20%が上乗せ
- ② 税金の納付が遅れた（延滞税）：年 8.9%の利息相当額が上乗せ（延滞期間により異なる）
- ③ 意図的に収入等を隠した（重加算税）：税額の最大 40%が上乗せ（無申告加算税に代えて）

（例）※給与なし、海外 FX による 1,000 万円を 1 年間悪質に無申告の場合

・本税	146 万円
・延滞税	12 万円
・重加算税	58 万円
合計	217 万円（+71 万円無駄に支払！！）

当然ですが、住民税の負担も増加します。

5. 経費について

海外 FX 取引に係る所得については、その収入を得るのに直接要した費用に限り費用として認められます。

- ・サーバーレンタル費用
- ・ツール使用料
- ・海外 FX 取引に係る書籍代
- ・その他 FX 取引の利益を得るために要した費用 等々

注

・平成 30 年 10 月 31 日現在の法律に基づき情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、時間の経過、法令の改正、各自治体等によっては、お示しした結果、内容と異なる可能性がございますので、ご注意ください。

・また、あくまで私見に基づく判断も含まれておりますので、所得の分類、経費の範囲、その他の申告に関する一切の事項については顧問税理士にご確認いただくか、税務署、自治体等にお尋ねいただき、ご自身の責任のもとで実施していただきたく存じます。

-会社情報-

税理士（登録番号 120809） 藤嶋 司
〒870-0130 大分市横尾東町 1 丁目 3 番 15 号